

## 社会福祉法人千鳥会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千鳥会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員、評議員選任解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2. 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その費用相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

役員会の旅費については実費とし、日当 5,568 円を支給する。

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

監事監査の旅費については実費とし、日当 5,568 円を支給する。

(3) 評議員選任解任委員が委員会を開催した場合の費用弁償

評議員選任解任委員の旅費については実費とし、日当 5,568 円を支給する。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。